

業務部速報



No. 97

発行 20. 3. 6

JR東労組 業務部

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る休暇等の一時的な取扱いについて説明を受ける!

新型コロナウイルスの感染の流行を早期に終息させ、社員等が安心して働ける環境を整えるため、当面の間、就業規則の一部特例としての取扱いをおこなうものです。

風邪症状が軽度で自宅で安静・療養していた場合

自宅等で安静・療養の際には医師の診断書が提出等ができない為、書類の提出を省略できることとする。

	現行	特例
年休	不要	不要
保存休暇	私傷病の事実を証明する書類の提示	不要
私傷病休暇	医師の診断書の提出	不要

小学校等の臨時休校に伴い子の養育をする必要がある場合

休暇等の取扱いを一時的に変更し小学校等に通う子を持つ社員が、休暇を取得しやすいようにする。

	現行	特例
半休	不可	可
保存休暇	可（小学校3年生まで）	可（小学校6年生まで）
養育休暇	可（小学校3年生まで月5日）	可（小学校6年生まで、上限無し）
時間の欠勤	不可	可（業務に支障の無い範囲）

※実施日は3月1日に遡って適用となります

※個別の勤務認証については管理者と相談することになります

JR東労組は、当初から会社と議論を行い感染防止の対策を確認してきました。しかし、更なる感染拡大によって組合員の不安が増大しています。職場から「組合員本人が感染してしまうことへの不安」「感染した場合の勤務と賃金補償についての不安」など、さまざまな声を踏まえ、申15号にて「新型コロナウイルスに対する組合員の不安解消を求める緊急申し入れ」を行っています。引き続き組合員の不安解消を求めて行きます！